

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（損害補償の種類） 第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 障害補償</u> <u>ア 障害補償年金</u> <u>イ 障害補償一時金</u> (5) 〔略〕 <u>(6) 遺族補償</u> <u>ア 遺族補償年金</u> <u>イ 遺族補償一時金</u> (7) 〔略〕 （補償基礎額） 第5条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断により病気の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 障害補償</u> <u>イ 障害補償年金</u> <u>ロ 障害補償一時金</u> (5) 〔略〕 <u>(6) 遺族補償</u> <u>イ 遺族補償年金</u> <u>ロ 遺族補償一時金</u> (7) 〔略〕 〔同左〕 第5条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断により病気の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までの<u>いずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

4 〔略〕

(療養及び療養費の支給)

第7条 〔略〕

2 〔略〕

3 区は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると区長が認めたとき、従事者が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると区長が認めたとき又は従事者が第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において区長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該従事者に支払う。

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、従事者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、従事者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、従事者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、従事者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 〔同左〕

(3) 〔同左〕

(4) 〔同左〕

(5) 〔同左〕

(6) 〔同左〕

4 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔略〕

2 〔略〕

3 区は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると区長が認めたとき、従事者が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると区長が認めたとき又は従事者が第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において区長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該従事者に支払う。

〔同左〕

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、従事者の配偶者（婚姻の届け出をしていないが、従事者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、従事者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、従事者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

(1) 夫（婚姻の届け出をしていないが、事

上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母及び祖父母については、60歳以上であること。

(2)～(4) 〔略〕

2 従事者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、従事者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 〔略〕

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 〔略〕

(2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

(4)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

(遺族補償一時金)

第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、従事者の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(4) 〔略〕

2・3 〔略〕

(葬祭補償)

第18条 従事者が防災業務に従事したことにより死亡した場合においては、区は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

(損害補償の制限)

第19条 従事者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、防災業務に係る負傷、病気、障害若し

事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母及び祖父母については、60歳以上であること。

(2)～(4) 〔略〕

2 従事者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向って、その子は、従事者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 〔略〕

第13条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

(4)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、従事者の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

(1)～(4) 〔略〕

2・3 〔略〕

〔同左〕

第18条 従事者が防災業務に従事したことにより死亡した場合においては、区は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

〔同左〕

第19条 従事者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、防災業務に係る負傷、病気、障害若し

くは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は防災業務に係る負傷、病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、区は、損害補償の全部又は一部を行わないことが<u>でき</u> <u>る</u>。 (未支給の損害補償) 第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>前2項</u>の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序（遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序）とする。 4 〔略〕	くは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は防災業務に係る負傷、病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、区は、損害補償の全部又は一部を行わないことが<u>ある</u>。 〔同左〕 第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>第1項及び前項</u>の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序（遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序）とする。 4 〔略〕
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係るこの条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、旧条例第5条第3項第1号に該当する扶養親族に係る補償基礎額の加算については、新条例第5条第3項の規定にかかわらず、適用日から施行日の前日までの間、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第4条第7号に規定する葬

祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

- 5 適用日から施行日の前日までの間において、旧条例第5条第2項及び第3項の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。